人権コラム　心、豊かに

◆ 平穏な日々への確かな一歩

1965 年、同和対策審議会の答申で「もっとも深刻にして重大な社会問題」と位置づけられた部落差別。その答申から 60 年あまりが経過した現在、地名や動画をインターネット上に「晒（さら）す」ことで、部落差別をあおる事象が深刻化しています。

差別を禁止し、また差別された被害者を救う法律が整備されていない現状では、悪質な「晒し」を止める方策は司法の場に頼るしかありません。そのような中、ある出版社が特定の地名をまとめた本を出版し、インターネット上にその地名リストや個人情報を公開したことに対し、被害者側が「プライバシーや名誉、そして差別されない権利が侵害された」と訴えた裁判で画期的な判決が下されました。

この裁判では、地裁においてプライバシーの侵害などが認められた判決が出されましたが、それに納得しない原告、被告の双方が控訴した東京高等裁判所では、憲法 13 条の「個人の尊重」や 14 条の「平等」を根拠に、＜差別されない権利＞に言及。そして、その権利が認められたことは、差別に係わる啓発や教育、そして今後の裁判に大きな影響を与えるものと受け止められています。

同志社大学の檜垣教授は、「現在その地域に住んでいる人だけでなく、過去に住んでいた人、さらには親や祖父母がその地域に住んでいた人までが差別の対象になるおそれを考慮し、これらの人々にも法的救済を認めることで、救済の範囲が大きく広がった」と判決を評価していますが、これは（本市で講演された）大阪公立大学の阿久澤教授が指摘する「部落差別の系譜性（親から子へ代々受け継がれてしまうという性質）」を司法が認めたことに通じるものです。

この世に、差別される理由などは存在しません。「人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な権利を有する」という高裁判決の重い言葉を差別に対峙していく確かな一歩とすべきです。

「広報ひた」　令和８年４月号掲載